

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団(以下「本財団」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 本財団人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務担当部署(総務部署が兼ねる)

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、常勤の理事の中から理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、本財団のコンプライアンスの問題が発生した際には状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、理事長の指揮のもとコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、理事長を委員長とし、コンプライアンス担当理事、執行理事、事業担当リーダー若干名を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討と実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題が発生した際に委員長の招集により開催する。

(コンプライアンス事務担当部署)

第7条 本財団の総務部署を、コンプライアンス事務担当部署とする。

- 2 コンプライアンス事務担当部署は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス事務担当部署は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に必要な応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

- 第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。
- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事長の承認を得て実施する。
  - 3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事を経由することができないときは、理事長に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 本財団は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は本財団の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。